

災害備蓄医薬品等管理業務委託要領

第1 目的

この要領は、緊急用備蓄医薬品等医療セット（以下「医薬品等」という。）の管理業務の委託に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 委託

県は、災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱に基づき、備蓄する医薬品等（別紙）について、常時使用可能な品質を確保するため、管理業務を薬剤師による管理体制が整備された適当な者（以下「管理受託者」という。）に委託する。

第3 委託業務の内容及び報告

管理受託者は、県が災害用に備蓄する医薬品等の常時使用可能な品質を確保するため、別に定める書式等に従い、下記の業務を行う。

- 1 事業計画の作成
- 2 備蓄医薬品の適正管理
- 3 保管・管理状況の報告

第4 委託業務に対する経費

委託する医薬品等の管理業務に必要な経費は、予算の範囲内で定める。

第5 委託契約

この要領に基づく業務の実施については、別に県と管理受託者間で契約を締結して行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項はその都度定める。

附則

この要領は、平成8年10月28日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。